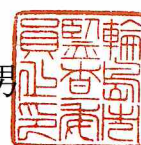


輪島市監査公表第31号

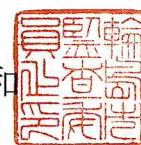
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成31年1月16日（水） 門前総合支所地域振興課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○門前総合支所は禅文化の拠点である總持寺祖院の正面に位置している。この好立地を活かし本年度「門前交流センター」として地域に受け継がれた歴史・文化財等を展示し見学もできるエリアを支所2階に併設した。これによりビジターセンターとしての役割も担う施設となった。また2021年には、震災復興落慶行事及び開創700年の記念式典が總持寺祖院で開催される。多くの来訪者が予想されることを踏まえて、門前町観光協会・商工会等と連携するなど十分な準備のうえ、継続的な地域の賑わいの創出や地域振興につながるよう努力していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。